

京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用取扱規程

平成29年2月22日

京都産学公連携機構決定

(目的)

第1条 この規程は、京都「大学の知恵」活用認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるロゴタイプ（以下「ロゴタイプ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認申請等)

第2条 ロゴタイプを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「ロゴタイプ使用申請書（第1号様式）」を、実施要綱第3条に定める京都産学公連携機構に加盟する大学（以下「機構加盟大学」）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 機構加盟大学は、ロゴタイプを自ら使用するときは、前項の規定による申請を省略することができる。
- 3 機構加盟大学は、ロゴタイプを自ら使用するときは、実施要綱第5条に定める京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用実績記録簿（第1号様式）で、記録管理するものとする。

(使用の条件)

第3条 機構加盟大学は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容を審査し、当該機構加盟大学の「大学の知恵」が活用されていると認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認できるものとする。

- (1) 申請の内容の目的が教育のみであるとき。
 - (2) 京都「大学の知恵」活用認定制度の品位を傷付け、又は傷付けるおそれのあるとき。
 - (3) ロゴタイプを第5条に規定する使用上の遵守事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあるとき。
 - (4) 京都「大学の知恵」活用認定制度又は機構加盟大学が認めた関連事業を進める上で、支障となるおそれのあるとき。
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (7) 消費者の利益を害すると認められるとき。
 - (8) その他機構加盟大学が不適切であると判断したとき。
- 2 前項に規定する承認は、機構加盟大学は、「ロゴタイプ使用（変更）承認通知書（第2号様式）」により申請者に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体等については、使用の承認に係る手続きは不要とする。
 - (1) 京都府

(2) 京都市

(3) 京都産学公連携機構

(4) その他、機構加盟大学に使用の承認に係る手続きの省略を申請し、承認されたもの。ただし、その場合、機構加盟大学は、手続きの省略を認めた団体等のロゴタイプ使用状況について、実施要綱第5条に定める京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用実績記録簿で記録管理しておくものとする。

(使用料)

第4条 ロゴタイプの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 別に定める京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用ガイドラインに基づき、承認を受けた機構加盟大学名について、ロゴタイプと併せて表示すること。

(2) 承認された内容にのみ使用し、承認を受けた機構加盟大学が指示する使用条件に従うこと。

(3) 使用者は、ロゴタイプを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(5) ロゴタイプのイメージを損なう使用をしないこと。

(6) 期間を有する取組については、期間を遵守すること。

2 第3条第3項の規定により、使用の承認に係る手続きが不要な団体等については、前項のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 第3条第3項第1号から第3号に掲げる団体及び同項第4号に掲げる団体等は、それぞれロゴタイプの使用状況について、実施要綱第5条に定める京都「大学の知恵」ロゴタイプ使用実績記録簿（第1号様式）で記録管理すること。

(2) 記録管理した実績記録簿については、機構の求めに応じて、遅滞なく提出すること。

(完成品の提出)

第6条 使用者は、承認に係る物品等の完成品（完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を当該物品等の完成後速やかに承認を受けた機構加盟大学に提出しなければならない。ただし、第3条第3項の規定に基づき、使用承認に係る手続きを不要とした団体等を除く。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容について、変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴタイプ使用承認変更申請書（第3号様式）」を、承認を受けた機構加盟大学に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認は、「ロゴタイプ使用（変更）承認通知書（第2号様式）」により申請者に通知する。

(承認の取消し)

第8条 機構加盟大学は、ロゴタイプの使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ロゴタイプ使用承認取消通知書(第4号様式)」により申請者に通知する。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以降、当該承認に係るロゴタイプの使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴタイプの使用承認を取り消した場合、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、機構加盟大学及び機構はその責めを負わない。

2 ロゴタイプの使用承認を受けた者がロゴタイプの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、機構加盟大学及び機構は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴタイプの使用に関して必要な事項は、機構の事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。